

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

平成28年度
第4回日野市子ども・子育て支援会議

資料 2

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

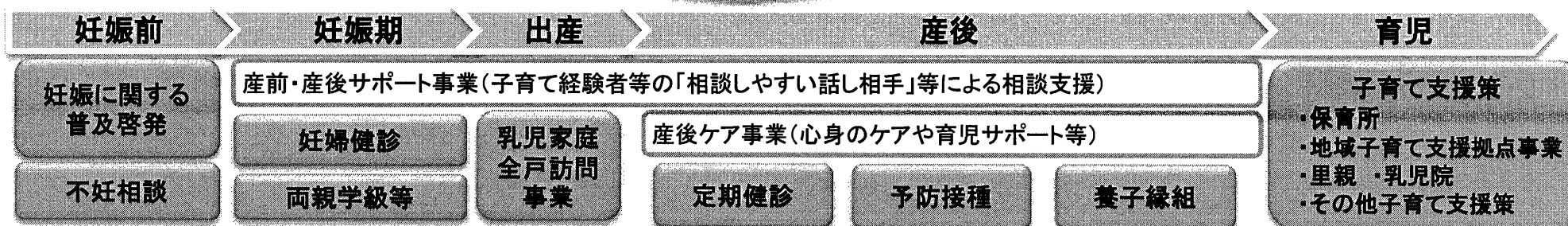
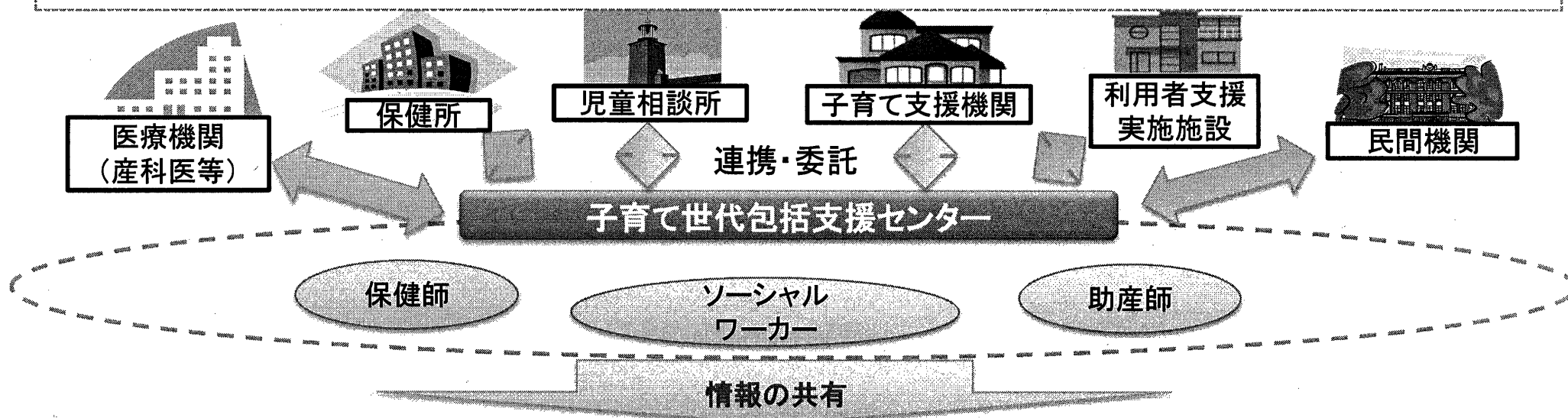
子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開【平成29年4月施行・母子保健法】

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
 - ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。
 - 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
- 平成27年度実施市町村数:138市町村 ➤ 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村(423か所)

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成

地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施

妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築



市町村における支援拠点の整備

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 児童・家庭への支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要。
- 市町村における支援の水準は、地域ごとにバラツキがあり、格差が生じているほか、在宅での支援のための基盤が十分整備されていない。

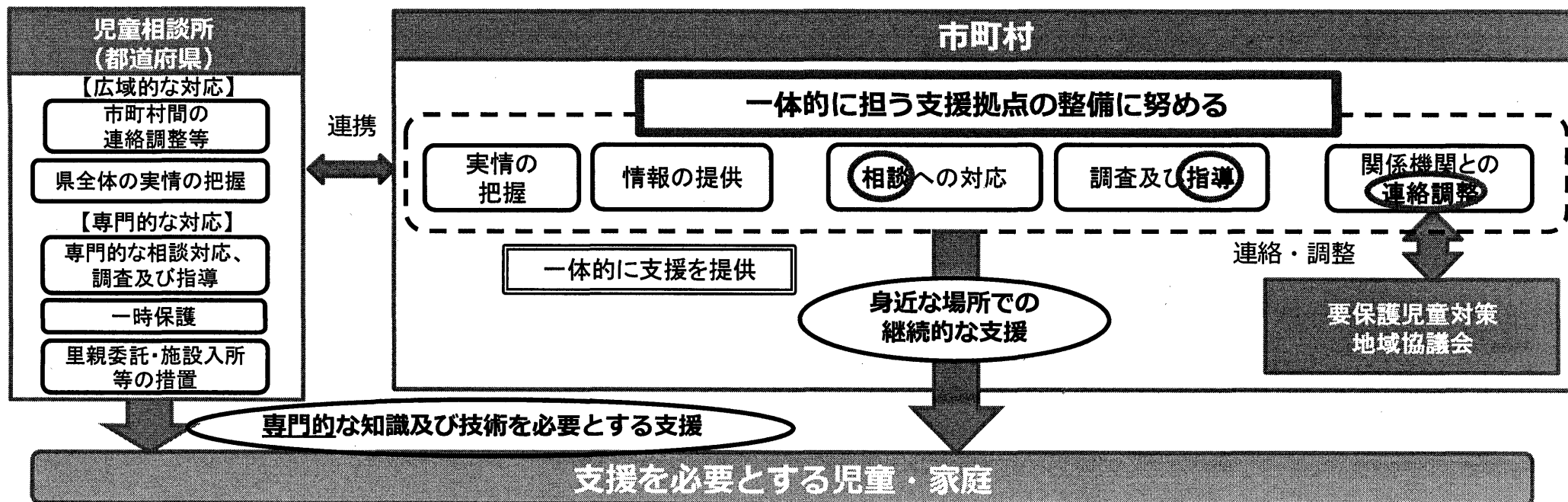
市町村における支援体制を一層充実させる必要がある。

改正法による対応

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。（第10条の2）

- ※ 拠点においては、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担うことを想定。子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能。
- ※ 物理的に新たな施設を設置するだけでなく、既存の機関・施設も活用しつつ、拠点としての機能を明確化することを想定。
- ※ 併せて、市町村レベルで上記の業務を一体的に担う事業（予算）の創設を検討。

<市町村における支援拠点のイメージ>



関係機関等による調査協力【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

考
え
方

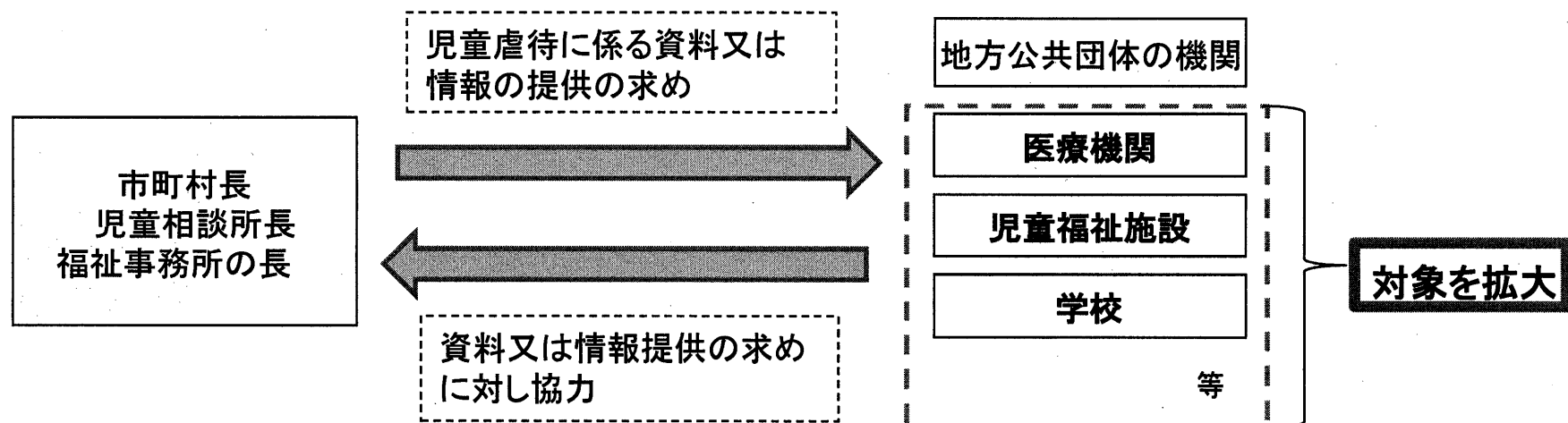
- 児童虐待に係る情報は、児童相談所・市町村における児童の安全確保、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護等の観点から、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等関係機関から提供を受けられない場合がある。

改正法による対応

- 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

※ 改正前の法律においては、地方公共団体の機関のみ、資料等を提供できるとされている。

<調査協力のイメージ>



●児童福祉法（抄）

〔昭和22年12月12日〕
〔法律第164号〕

【平成28年6月3日・10月1日施行】

（ ）の部分は改正部分

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1節 国及び地方公共団体の責務（第3条の2・第3条の3） 第2節 定義（第4条—第7条） 第3節 児童福祉審議会等（第8条・第9条） 第4節 実施機関（第10条—第12条の6） 第5節 児童福祉司（第13条—第15条） 第6節 児童委員（第16条—第18条の3） 第7節 保育士（第18条の4—第18条の24） 第2章 福祉の保障 第1節～第5節 （略） 第6節 要保護児童の保護措置等（第25条—第33条の9の2） 第7節・第8節 （略） 第3章～第8章 （略） 附則 〔児童の福祉を保障するための原理〕 第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。 〔児童育成の責任〕 第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。 ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。 ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。	目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1節 定義（第4条—第7条） 第2節 児童福祉審議会等（第8条・第9条） 第3節 実施機関（第10条—第12条の6） 第4節 児童福祉司（第13条—第15条） 第5節 児童委員（第16条—第18条の3） 第6節 保育士（第18条の4—第18条の24） 第2章 福祉の保障 第1節～第5節 （略） 第6節 要保護児童の保護措置等（第25条—第33条の9） 第7節・第8節 （略） 第3章～第8章 （略） 附則 〔児童福祉の理念〕 第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。 〔児童育成の責任〕 第2条 （新設） （新設） 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。